

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十四年六月八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ）
- 二 測量の地域 五條市並びに吉野郡天川村、十津川村及び下北山村
- 三 測量の期間 平成二十四年五月二十四日から同年十二月十四日まで